



| | |
|-------|-----------------------|
| 提供年月日 | 令和4年11月21日 |
| 担当部署 | 学校政策推進課 |
| 担当者名 | 所属長：杉田 信一 |
| | 担当：尾関 大応 |
| 連絡先 | 直通 561-6981 (内線) 2823 |

滋賀県初

草津市 と 草津商工会議所は、キャリア教育の推進と企業活動活性化のための『連携・協力協定』を締結します!!

草津市（橋川 渉 草津市長）と 草津商工会議所（草津商工会議所会頭 北村 嘉英 様）は、草津市立小・中学校における教育分野に関して、『**連携・協力協定**』を締結します。学校においては、教育分野におけるキャリア教育の推進、企業側においては、企業活動の活性化を図ることを目的とし、児童生徒の将来の社会的・職業的自立にむけて必要な意欲・態度や能力を育成します。

協定調印式

日時 令和4年11月26日（土）11:00～11:30

場所 キラリエ草津6階 大会議室

協定書

| | |
|---|---------------------------------------|
| 草津市と草津商工会議所の連携・協力に関する協定書 | |
| 草津市（以下「甲」という。）と草津商工会議所（以下「乙」という。）は、次のとおり相互の連携・協力に関する協定を締結する。 | |
| （目的） | |
| 第1条 本協定は、甲および乙が教育分野で緊密な協力関係を築くことにより、社会的・職業的自立に必要な意欲・態度や能力を育成するキャリア教育の推進を図るとともに企業活動の活性化に寄与することを目的とする。 | |
| 【連携・協力事項】 | |
| 第2条 甲および乙は、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。 | |
| （1）児童生徒のキャリア形成に資すること | |
| （2）教育に係る調査研究に関すること | |
| （3）その他教育の充実に資すること | |
| （協定の有効期間） | |
| 第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲または乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。 | |
| （情報開示） | |
| 第4条 甲および乙は、本協定に基づく連携・協力が当たり、知り得た情報について、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示し、または漏洩してはならない。 | |
| （その他） | |
| 第5条 本協定に定めるもののほか、甲と乙との連携・協力に關し必要な事項については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。 | |
| 上記の協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名・押印のうえ、各自1通を保有するものとする。 | |
| 令和4年11月26日 | |
| （甲） 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市 草津市長 | （乙） 滋賀県草津市大橋二丁目1番35号 草津商工会議所 会頭 |

連携・協力事項

- （1）児童・生徒のキャリア形成に資すること
- （2）教育に係る調査研究に関すること
- （3）その他教育の充実に資すること

【想定される主な共同実施事業】

- ・ 職場体験実習の受入れ（3～5日間）
- ・ 協力企業リスト作成
- ・ 協力企業へのフィードバック（リーフレット等）
- ・ 授業での企業活動や理念の説明（職業講話等）
- ・ 教員と民間企業等との情報交換会(中学校6校と)

草津市立小学校 14校 中学校 6校
草津商工会議所 会員事業所 約1650

※草津商工会議所創立50周年記念事業「市内企業展」

11月25日（金）～26日（土）10:00～16:00
キラリエ草津6階 大会議室